

平成30年度

いじめ防止基本方針



新上五島町立若松東小学校

平成30年度 若松東小学校いじめ防止基本方針

若松東小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という)は、いじめ問題への対策を学校及び家庭・地域総がかりで進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された。

ここでは、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

1 めざす子ども像

(1) いじめの定義

本校においては、いじめ防止対策推進法第2条を受け、「いじめ」を次のように捉える。

「いじめ」とは、学校の内外を問わず、塾・社会体育等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人間関係を有する者が、本校児童に対して、心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様例として、以下のものを挙げる。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずしや集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、殴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命や身体及び財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するべきものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

(2) めざす子ども像

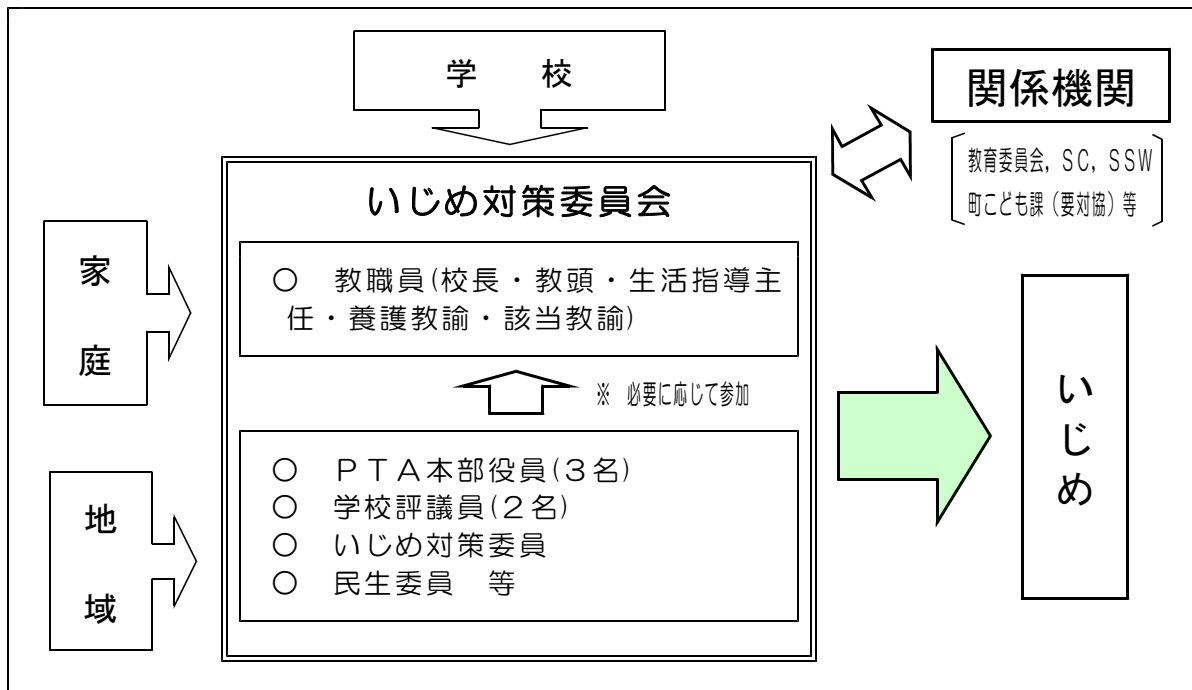
これまでの教育週間の取組や人権週間の取組、特別支援教育の取組を土台に、本校からいじめを撲滅し、学校の教育目標にある、下記の子どもの姿をめざす。

豊かな子「仲良く思いやりのある子」

- 1 認め合い、誰とでも仲良くできる子ども
- 2 きまりを進んで守る子ども
- 3 みんなのために、努力する子ども

2 組織

いじめの防止や早期発見及び対処、家庭や地域・関係機関との連携のために、以下のよう
に「いじめ対策委員会」を設置する。



3 P T A及び関係機関等との連携

いじめ問題を認知したら、関係の児童や家庭間での解決を図るだけではなく、事案によってはP T Aや関係機関と協議する。この場合は、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にするとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応する。

4 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力の育成などが大切である。

(1) 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全職員で確認し、一致協力した指導体制を確立する。

- ① 月一回、全職員の参加のもと、生活指導委員会を行う。この中で、児童の日々の状況について情報交換を行い、指導内容等を共通理解し実践する。
- ② 月一回の子ども理解支援委員会の中で、特別な支援が必要な児童へのいじめがないかを確認するとともに、指導内容等について検討し、職員朝会等で情報提供と共通実践を促す。
- ③ 学校いじめ対策委員会を設置し、いじめの状況を把握するとともに、その指導及び対応を中心となって行う。
- ④ 学期に1回、いじめ対策委員会を実施する。ここでは、学校や地域の児童の状況について情報交換を行い、課題がある場合は改善策を協議する。

また、問題が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、関係機関と連携を図り、その対応を検討する。

(2) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施し、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実とお互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続して行う。

(4) 道徳性を養う道徳教育の充実

6月の「東っ子の心を見つめる教育週間」や12月の「人権集会」への取組の中で、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした、道徳や学級活動の指導・取組を実践する。

(5) 児童の自己肯定感・自己有用感の育成

児童と教職員及び児童相互の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活を構築する。また、児童の発達段階に依りて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感・自己有用感を高める。

- ① 当番や係活動及び委員会活動の充実。
- ② 様々な教育活動の場面で、「任せ・見守り・褒める」かわりを実践する。

(6) 児童の自己指導能力の育成

児童の自己指導能力を育成するために、道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、児童会活動や学級活動において、いじめにかかわる問題を取り上げ、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み指導・支援する。

- ① 児童会活動においては、6月・2月の学校内の諸問題の取組や12月の人権集会の取組において活動を行う。
- ② 学級活動においては、学期1回程度の学級集会活動の実施や、全員遊びの日の設定等を行う。

(7) 学校として特に配慮が必要な児童

下記の児童については、特に、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行っていく。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童などの外国につながる児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童、風水害等の自然災害に遭った児童

(8) 家庭・地域、関係機関との連携

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

- ① 学校支援会議では、いじめについての研修や情報交換を行い、地域ぐるみの対策を協議・決定する。
- ② 学級懇談会等では、いじめについて研修を行うとともに、学校・地域での児童の状況を出し合い協議する。

(9) 学校基本方針の周知

入学時、各年度始めのいじめ対策委員会やPTA総会等で児童、保護者、関係機関等へ、いじめ問題に対する学校の基本方針を説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

(10) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価するとともに、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を活用し、6月・12月・2月に点検・評価するとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

5 いじめの早期発見

児童に関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童がいじめを訴えやすい体制を整えいじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換

児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有できる工夫を行う。

- ① 週1回の職員朝会や月1回の生活指導委員会・子ども理解支援委員会等の場で、児童の問題行動について出し合い情報を共有する。
- ② 日々の学校生活の中で、児童の良さや課題等を話題にし、情報が共有できるようにする。

(2) 定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態を把握するために、定期的に6月・12月・2月にアンケート調査や個人面談を実施する。その他、必要に応じてアンケート調査や保護者面談等を実施する。

(3) 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向けスクールカウンセラーやいじめ対策委員、学校内外の専門家の活用を図る。

- ① 教育相談の担当者(教頭・生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター)
- ② 児童・保護者へ、学校・学級だより等を活用し相談窓口を周知する。

(4) 情報の収集

児童の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携協働する体制を構築する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口(24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等)について、学校・学級だよりやブログ等で周知や広報を継続して行う。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童等を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ② 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつこと。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ① いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ③ いじめられた児童にとって、信頼できる人(親しい友人や教職員・家族・地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童等への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童等から、事実関係の聴取を行う。
- ② いじめが確認された場合は、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止をする措置をとる。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ④ 確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(5) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

- ① 観衆(はやしたてたりおもしろがったりする存在)や傍観者(周辺で暗黙の了解を与えている)の中から、仲裁者(いじめを抑止する)が現れるよう、あるいは相談する勇気をもつよう指導する。
- ② 互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(8) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、警察や人権擁護委員会等と適切な連携を図る。

7 重大事態への対応

町のいじめ防止基本方針にそって、教育委員会等と連携して対応する。

8 組織的ないじめ対応イメージ

① いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」, 「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力の向上
- 年3回の強化月間の設定(6・12・2月)
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「心を見つめる教育週間」等による道德教育などの充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し, 児童の「規範意識」や「思いやりの心」の育成

② いじめの情報

③ 情報の収集

- 教職員, 児童, 保護者, 地域住民, その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
(学級担任・養護教諭・生活指導主任・管理職で役割を分担)

関係機関

教育委員会, SC, SSW
町こども課(要対協)等

⑤ 児童への指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員, 家族, 地域の人等)と連携し, 寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた児童等には, いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ, 自らの行為の責任を自覚させるとともに, 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても, 自分の問題として捉えさせるとともに, いじめを止めることはできなくても, 誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

⑥ 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に, 即日関係児童(加害・被害)の家庭訪問等を行い, 事実関係を伝えるとともに, 今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめが解消するまで, 随時, 取組の状況等について報告し, 協議を行う。

- 随時, 指導・支援体制に修正を加え, 「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。